

公告

2026年2月11日

生活協同組合コープあいづ

理事長 吉川毅一

組合員組織運営規約第4条、地域委員選出規則第5条及び同第6条、同7条に基づき、以下の立候補を募ります。

若松地域

エリアサポーター 2人以上8人以内
監査委員 2人以上3人以内

喜多方地域

エリアサポーター 2人以上8人以内
監査委員 2人以上3人以内

坂下地域

エリアサポーター 2人以上8人以内
監査委員 2人以上3人以内

立候補なさる方は3月31日までに、備付の立候補用紙に記入の上、提出ください。

お問合せ：コープあいづ組合員活動部（TEL 0241-22-1041）上野・大竹

組合員組織運営規約

（地域委員）

第4条 生協の地域運営のため、次のエリアサポーターと監査委員（以下、総称する場合は「地域委員」という）をおく。

- 1) エリアサポーター 2人以上 8人以内（ただし、地域理事を含まない）
- 2) 監査委員 2人以上 3人以内

地域委員選出規則

（不適格者）

第5条 以下の者は、組合員であっても地域委員候補者として登録することができない。

- 1) 未成年者
- 2) 被補助人、被補佐人または成年被後見人
- 3) 破産者で復権していない者

（候補者登録）

第6条 地域委員に推薦をうける者は、第4条の公告があった日の前月の末日の組合員名簿に登録されている者で、かつ、第5条に抵触しない者とする。

- 2 エリア会の推薦を受けようとする組合員は自由に立候補することができる。
- 3 エリアサポーター及び監査委員に立候補する者は、その者の所属する地域の候補者となる。
- 4 候補者は推薦が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取消することができる。

（重複登録の禁止）

第7条 同一人をエリアサポーターおよび監査委員の推薦候補者に重複して登録することはできない。